

体育センター実技授業衛生対策

1. 検温等（授業前準備）

学生は、毎朝必ず検温し、健康観察記録表に記録すること。授業に参加する際、健康観察記録を授業担当教員に提示できるように携帯する。発熱等の風邪症状がある場合は担当教員に報告（メール、manaba 等）し、在宅のまま様子を見る。また、体調不良や罹患の疑いのある場合には、下記「9. 罹患の疑いのある場合」に従って行動する。担当教員は、授業を始める前に、非接触型体温計で各学生の検温し、体調の確認を行う息苦しさ、強いだるさ、平熱を上回る高熱などの症状がある学生は、授業を受けさせずに帰宅させ、下記「9. 罹患の疑いのある場合」に従って行動するように指導する。

＜参考＞厚労省 HP：新型コロナウイルス感染症 相談・受診の目安。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html

2. 身体的距離

学生は、授業中、適切な身体的距離を保つ。また、会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。近距離の対面で行う種目や身体的コンタクトを伴う種目では、担当教員は、対面する時間を短くし、必要以上の身体的コンタクトを避ける対策を取る。

＜参考＞厚労省 HP：「新しい生活様式」の実践例。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

3. マスクの着用

学生は、集合時には必ずマスクを着用し、授業中も原則としてマスクを着用する。ただし、担当教員の指示のもと、運動時にはマスクを外すことができる。担当教員は、原則として、常にマスクを着用する。さらに、聴覚障害学生のいるクラスでは、マウスシールド等を着用する。

4. 換気

室内での授業の際は、常時扉・窓を開け、十分に換気を行い、担当教員だけでなく学生も環境維持に務める。

5. 手洗い

学生および担当教員は、授業の前後および毎回の休憩時に石鹸等での手洗いまたは手指のアルコール消毒を行う。担当教員は、手指の消毒も行えるように準備する。

6. 清掃・消毒

担当教員は、授業の前後における使用スペースの清掃、および共有物（ドアノブなど）や用器具（ボール、ラケットなど）を消毒する。

7. 休憩・水分補給

学生は、少なくとも 30 分に 1 回の休憩、およびこまめに水分補給を実施する。水分補給時には冷水機の使用を避け、各自で準備したものを摂取する。

＜参考＞厚労省 HP：令和 2 年度の熱中症予防行動について。 <https://www.mhlw.go.jp/content/000633494.pdf>

8. 更衣室の利用

学生は、なるべく更衣の必要のない運動のできる服装で授業場所に集合する。更衣せざるを得ない場合は、必ずマスクを着用し、3 密を避けて使用する。なお、同じ更衣室等を異なる授業の学生が利用する時間帯の対応については、担当教員の指示に従う。

＜参考＞体育センター HP：2020 秋学期 体育授業前後の更衣の件。 <https://www.sapec.tsukuba.ac.jp/?p=8176>

9. 罹患の疑いのある場合

以下のいずれかに該当する場合には、担当教員及び所属のエリア支援室学生担当へ連絡を行い、「かかりつけ医」、「受診・相談センター（保健所）」の順に電話で相談し、指示に従う（本学新型コロナウイルス感染症リスク対応チームが策定した「新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー（第 2 版）」を参照）。

- ・発熱等の風邪症状（体調不良）がある場合
- ・保健所から新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・同居者が体調不良または新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者に特定され、PCR 検査を受検することになった場合
- ・新型コロナウイルス感染者との接触があったことが判明した場合

＜参考＞筑波大学 HP：新型コロナウイルス感染が疑われる場合の本人の行動フロー（第 2 版）。

<https://www.tsukuba.ac.jp/about/antidisaster-crisismanagement/covid-19/pdf/202012241754.pdf>

＜参考＞保健管理センター HP：新型コロナウイルス感染症について（4 月 26 日更新）。 <https://www.hokekan.tsukuba.ac.jp/2020/01/24/0028/>